

所得減少による国民健康保険税の減免判定モデル例

減免制度の概要

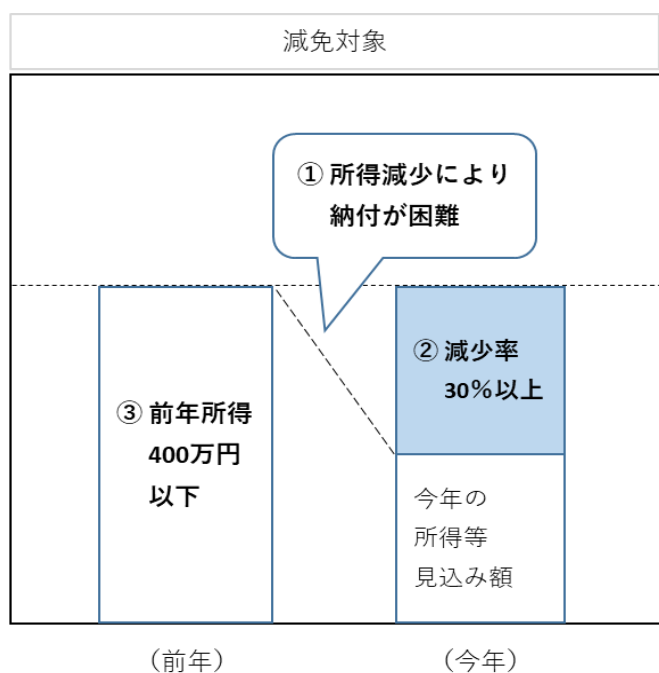
この制度は、失業(定年退職・自己都合退職を除く)、休業、廃業、疾病、負傷等により当該年の所得が前年に比べて著しく減少した世帯で、所得減少状況が回復する見込みがなく、納税が著しく困難な場合において、保険税の減免を行うものです。

※減免対象となる保険税は減免申請日以降に到来する納期にかかる所得割額になります。

減免要件:下記①～③すべてに該当する場合に対象となります。

- ① 納税が著しく困難
- ② 今年(1月から12月)の所得等見込み額が前年(1月から12月)の所得の10分の7以下に減少
※納税義務者(世帯主)および国保加入者全員の合計所得
※今年の所得等見込み額には、退職所得および雇用保険の基本手当を含む
- ③ 前年(1月から12月)の所得が400万円以下
※納税義務者(世帯主)および国保加入者全員の合計所得

【減免要件イメージ図】



【減免対象の例】

例：世帯主・妻世帯の場合

		前 年		今 年	
		世帯主	妻	世帯主 (6月末に失業)	妻
給 与	収 入	3,000,000 円	1,000,000 円	1,500,000 円	900,000 円
	所 得	2,020,000 円	350,000 円	850,000 円	250,000 円

※給与所得は、収入金額から給与所得控除をした後の額です。

① 納税が著しく困難

世帯主が6月末に会社の倒産により失業し、妻も収入が昨年よりも減少、当該年度中に所得減少状況が回復する見込みがないため、納付が困難な状況である。

② 今年(1月から12月)の所得等見込み額が前年(1月から12月)の所得の10分の7以下に減少

【今年の所得等見込み額】1,100,000 円(世帯主 850,000 円+妻 250,000 円)

【前年の所得】2,370,000 円(世帯主 2,020,000 円+妻 350,000 円)

前年の所得の10分の7は、 $2,370,000 \text{ 円} \times 7/10 = 1,659,000 \text{ 円}$ であり、今年の所得等見込み額は1,659,000 円以下である。

③ 前年(1月から12月)の所得が400万円以下

【前年の所得】2,370,000 円(世帯主 2,020,000 円+妻 350,000 円)

前年の所得は4,000,000 円以下である。

上記①、②、③の要件すべてに該当しているため、減免対象となります。

減免対象となる保険税は、申請日以降に到来する納期にかかる所得割額です。

保険税の変更は、原則として翌月以降に納期限が到来する税額で調整し、減免後の納税通知書を送付いたします。

申請に必要な書類については、「所得減少による国民健康保険税の減免申請について(ご案内)」に掲載しています。

問い合わせ：大分市国保年金課 賦課・資格担当班 097-537-5736